

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25年 5月 30日現在

機関番号: 32103

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2010~2012 課題番号:22730060

研究課題名(和文)就労支援の観点に基づく我が国の社会貢献活動発展の諸条件に関する実証

的研究

研究課題名(英文) A Study on the Conditions for Developing Social Contributing Activities by the Offenders under Supervision: From the Viewpoint of Employment Support for Them.

研究代表者

千手 正治 (SENZU MASAHARU) 常磐大学・人間科学部・准教授 研究者番号: 00406018

研究成果の概要(和文):

本研究では、犯罪者が無償で一定の作業に従事する点で共通する、我が国の社会貢献活動とニュージーランドの社会内労働について文献・面接調査により比較した。その結果、①社会内労働の経験を通じて就労に至った例を知ることができ、②社会内労働が対象者に対する職業訓練の要素を有していること等の意義を見出し、③我が国の社会貢献活動に対し、職業訓練的な要素を加味することや、社会貢献活動の時間的枠組みについて柔軟に対応すべきであることを提言するに至った。

研究成果の概要 (英文):

This study is a comparative study by research materials and interviews between the Social Contributing Activities in Japan and the Community Works in New Zealand. Both have a common element that offenders who are imposed them must be engaged in unpaid work. The results of this study are as follows; 1) to know some examples of community workers who get jobs through the experience of the Community Works, 2) to find some meaning of Community Works (e.g., it has an element of job training for offenders), and 3) to make the suggestion to include the element of job training in the Social Contributing Activities, and decide the timeframe of the Social Contributing Activities flexibly.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	300, 000	90, 000	390, 000
2011 年度	500, 000	150, 000	650, 000
2012 年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
総計	1, 300, 000	390, 000	1, 690, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・刑事法学

キーワード:刑事政策・犯罪者処遇・更生保護・社会奉仕命令・社会貢献活動・就労支援・職 業訓練・ニュージーランド

1. 研究開始当初の背景

2009年1 月に開催された法制審議会被収容

人員適正化方策に関する部会第18 回会議に おいて、保護観察対象者に対する特別遵守事 項の類型に社会貢献活動を加えるとした「社会貢献活動を特別遵守事項とする制度に関する参考試案」が報告され、諸外国における社会奉仕命令に類似した制度の我が国への導入が示された。同審議会の指摘によれば、社会貢献活動の効果として、①自己評価を高め、改善更生の意欲を向上させること、②社会のルールを守ることの必要性を認識させること、③地域社会から受け入れられやすくなること等が期待されるとのことであった。

しかしながら当該参考試案には、社会貢献 活動を通じた就労支援について特段の言及は なく、我が国で発表された諸外国の社会奉仕 命令に関する文献においても、就労支援につ いてわずかに言及されているにすぎなかった。

更生保護における就労支援については、 2006 年に刑務所出所者等総合的就労支援対 策が始まるなど、当時は犯罪者の再犯防止上 極めて重要な要素であると認識され、無職で あることが再犯のリスク要因となり得ること についての意識が高まった時代でもあった。

研究代表者は以前、ニュージーランドおける社会内労働(community work)の経験を通じ、就労に至った例が存在するとの情報に接したことがあり、我が国の社会貢献活動に関する議論における就労支援の視点の不十分さを痛感したものである。

これらの事情に鑑み、ニュージーランドに おける社会内労働と就労支援に関する研究は、 我が国における問題点を補完する上で極めて 重要な参考例を提示し、社会貢献活動対象者 の再犯防止・社会復帰効果を発展させる可能 性を有していると考えた次第である。

2. 研究の目的

本研究においては、3 年間で以下の点を明 らかにすることを目的としていた。

第1に、我が国における矯正及び保護におけ

る就労支援等の現状についてである。我が国における社会貢献活動を通じた就労支援に対する研究の前提として、我が国の矯正及び保護における就労支援の現状について明らかにすることから着手すべきであると考えた次第である。これと共に、我が国における社会貢献活動を巡る動向をつぶさに観察し、また社会貢献活動に類似した活動である社会参加活動及び社会奉仕活動に関する情報収集及び考察の必要性を感じた次第である。

第2に、ニュージーランドにおける社会内労働の経験を通じた対象者の就労状況についてである。具体的には、ニュージーランドにおける社会内労働の法的性格、実務状況ならびに社会内労働を通じて就労に至った例(対象者の個人的特性・適性、作業内容、対象者の作業に対する態度・熱意、就労先の職種等)について調査し、就労に影響を及ぼすと思われる要因ならびに就労支援の観点から見た社会内労働の意義について明らかにする必要があると感じた次第である。また可能な限り、ニュージーランド以外の国々における社会奉仕命令類似の活動を通じた対象者の就労状況についても調査することとした。

第3に、我が国における社会貢献活動を通じた効果的な就労支援の方策等についてである。上記1、2を踏まえ、我が国における社会貢献活動の導入を対象者に対する就労支援活動のさらなる好機であると考え、ニュージーランドにおける社会内労働を通じた就労の例等を踏まえ、社会貢献活動の発展可能性について、就労支援の観点から提言することを考えた次第である。

3. 研究の方法

本研究の方法については、以下のように大 別することができる。

第1に、文献調査である。具体的には、我が 国における就労支援、社会貢献活動(社会参加 活動、社会奉仕活動を含む)を中心とした犯罪者処遇関連の基本文献、ならびに海外における社会奉仕命令類似の制度を中心とした基本文献を整備した。同じく、国内外の図書館を訪問し、研究に必要となる文献の複写を行った。またインターネットを通じ、我が国の法務省ならびにニュージーランド矯正省等のホームページにアクセスし、ホームページ上で公開されている情報の印刷・ダウンロード等を実施した。

第2に、面接調査である。具体的には、ニュージーランドにおいてはプロベーション・オフィスならびに社会内労働の作業現場、国内においては保護観察所ならびに就業支援センターを訪問し、プロベーション・オフィサー、保護観察官等の実務家からの情報収集に努めた(国内については、学会等の機会を利用した情報収集や、授業の一環として学生を引率して保護観察所等を訪問した際における情報収集を含む)。とりわけニュージーランドにおいては、社会内労働を通じて就労に至った例についての文献が少なく、実務家への面接調査が重要な地位を占めることとなった。

第3に、各年度ごとの原稿執筆及び学会発表である。文献調査及び面接調査を基に考察を加え、各年度末に当該年度の研究成果として、原稿を執筆し、学術雑誌に投稿することとした。これにより、他の研究者・実務家からの批評を得ることを期待したものである。また各年度における前年度の研究成果への批評ならびに本年度の研究への足掛かりとして(2013年度においては、3年間の研究の集大成ならびに今後の研究の発展可能性について考える場として)、学会発表を実施した。本発表を通じ、ニュージーランドにおける社会内労働を中心とした犯罪者処遇ならびに就労支援に関する社会的・経済的な側面等から指摘を受けることが望ましいと考え、ニュージーラ

ンドに関する様々な分野の研究者・実務家等 が集う「日本ニュージーランド学会」におけ る研究大会における発表が適切であると考え た次第である。

4. 研究成果

本研究による成果としては、以下の点が挙げられる。

(1)第1に、ニュージーランドにおける社会 内労働の経験を通じ、就労に至った例の把握 である。ニュージーランドにおける社会内労 働の運用については、プロベーション・オフ ィスの担当者による直接監視の下で集団によ る作業に従事する場合(主として、比較的重大 な罪を犯した対象者がこれに該当する)と、代 理人と呼ばれる地域社会内の機関・団体に委 託されて作業に従事する場合(主として、比較 的軽微な罪を犯した対象者がこれに該当す る)とがあり、就労に至った対象者の大部分は 後者であるという。

そして後者の例として9件の情報に接することができ、いずれも対象者の経験・知識・特技等を考慮して配属先を選定した成果によるものと考えられた。すなわち、プロベーション・オフィサーが対象者の経験・知識・特技等を正確に見極めた上で配置先を決定することに加え、対象者の経験・知識・特技等を出来る限り活かせる場所を確保した上で作業に従事させることが、社会内労働を通じた対象者の就労を実現させるために極めて重要な要素の1つであるといえるものである。

しかしながら代理人に委託された場合であっても、常に就労に至っているものではなく、研究代表者が面会したプロベーション・オフィサーの経験によれば、代理人に委託された対象者のうちの概ね10%から15%程度が就労に至っているにすぎないという。

この要因の1つとして、法律上代理人を、地

域社会内における共性・公益性の高い機関・ 団体に限定していることが考えられる。この 理由としては、社会内労働が当該作業を通じ て犯罪者による地域社会に対する埋め合わせ をさせるという性格を有するためであるが、 立法論としては地域社会に対する埋め合わせ を広義に捉え、一般の企業等も代理人に含め ることも考えられる。現行法に基づく方策と しては、プロベーション・オフィスが出来る 限り多種多様な代理人を確保することが重要 であるといえよう。

また本研究に関連し、研究代表者が私費にて韓国の保護観察所を訪問した際にも、同国における社会奉仕命令の対象者が福祉機関において同命令に従事した後、一般職員や食堂の調理担当などとして福祉機関に雇われた例があるとの情報に接した。

(2) 第2に、就労支援の観点から見たニュージーランドにおける社会内労働の意義について 私見をまとめたことである。

前述のように代理人のもとで作業に従事す ることは、実地における職業訓練の機会とな り、より実践的な知識・技術等を学ぶことに つながるといえよう。前述のとおり、代理人 の資格については地域社会内において公共 性・公益性の高い施設・組織に限定されてい るが、代理人によっては活動資金等を捻出す るために、商品の販売等を行っている場合も あり、代理人の下での活動を通じて商品の選 別・販売・品質管理及びカスタマーサービス 等のノウハウを知ることは、営利を目的とし た組織・団体においても応用が可能であると いえよう。このような実地において就労に有 利となる知識・技術等を学ぶことは、対象者 を特定の施設等に集めて職業訓練を行う場合 とは異なり、より実践的な職業訓練の機会を 提供するものであり、ニュージーランドにお ける社会内労働の経験を通じた対象者の就労 を考える上での重要な要素であるといえよう。 実際に、矯正省が策定した社会内労働の運用 マニュアルにおいても、代理人となる機関・ 団体が社会内労働者を受入れて作業に従事さ せる場合には、当該機関・団体における他の スタッフと可能な限り共に作業に従事するこ とが求められている。これにより、対象者が 現場で作業する人間同士の、いわば生のコミ ュニケーション能力の習得や人間関係の構築 等の機会にもなると考えられよう。

また作業時間も、ニュージーランドにおけ る社会内労働の意義を考える上で重要である。 法律上、社会内労働の最長時間は、400時間と なっていることに加え、一部の対象者は、社 会内労働期間終了後にもボランティアとして 引き続き代理人の下で活動に従事する場合も あるという。社会内労働の対象者が作業に従 事することを通じて就労上有益となる知識・ 技術を習得するためには、ある程度の時間が 必要となることも考えられるが、このことが 知識・技能を学ぶための時間の確保につなが ると考えられる。また社会内労働後終了後も 引き続きボランティアとして活動する背景と して、ニュージーランドにおいてはボランテ ィア活動が社会的に評価される傾向にあり、 ボランティア活動が社会人として働く前に実 務経験を積む機会としてもとらえられている との指摘もあることが考えられる。これによ り、ボランティア活動が就労の際の評価につ ながる可能性があることも考えられよう。

さらに代理人側にも、対象者の受入れにより無償による労力提供を受けるのみならず、受入れ困難と判断した場合には中途で受入れを中止することができ、また社会内労働代理人基金と呼ばれる基金を用いて対象者の作業に必要な物品を購入できる等のメリットがある。これらが代理人による対象者の受入れ及

び訓練指導を促進する要素となりえるように 思われる。代理人が社会内労働対象者に何ら かの職業訓練的な指導を行う場合には、時と して困難に遭遇することも考えられ、代理人 側も忍耐・辛抱を要する場合も考えられる。 いいかれば、代理人側も無償でかつプロベー ション・オフィスによる保証があるからこそ、 対象者を受入れ、時として忍耐・辛抱を伴う 作業指導等を行うということも考えられよう。 かりにこれがトライアル雇用などの賃金労働 の場合には、賃金を支払う側の忍耐・辛抱に も限界があるように思われる。

(3)第3に、我が国の社会貢献活動に対する現時点における2つの提言をまとめたことである。

1つが、対象者によっては社会貢献活動の内 容に職業訓練的な要素を加えることについて 検討することである。前述した「刑務所出所 者等総合的就労支援対策」に代表されるよう に、我が国においては刑務所出所者や保護観 察対象者等への就労支援の必要性について認 識されている。この点に鑑みれば、我が国の 社会貢献活動に職業訓練的な要素を加えるこ とは、対象者の社会復帰の観点からも矛盾す るものではなく、対象者に対して一定の条件 (対象者が職業的な知識・技能を習得できる見 込み、受入れ先の存在、対象者の意欲、社会 貢献活動導入のための改正法案における立法 目的及び期待される処遇効果との符合など) の下で職業訓練的な要素を含む活動を行わせ ることも十分可能であると考える。

もう1つが、社会貢献活動の時間的枠組みについて、対象者の事情に合わせて柔軟に対応することを検討することである。2011年度より先行実施されている社会貢献活動については、活動回数を保護観察者1人あたり5回程度とし、1回あたりの活動時間をおおむね2時間

から5時間とし、全回をおおむね6ヶ月以内に 終了するような運用がなされている。しかし ながら社会貢献活動に前述した職業訓練的な 要素を取入れた場合には、6ヶ月以内に5回程 度実施するだけでは就労に必要な知識・技能 を十分に習得することができない場合も考え られる。このような場合には、対象者の社会 復帰の妨げとならない範囲において、社会貢 献活動の回数や時間を通常より増やすことも 検討すべきであると考える。併せて社会貢献 活動の対象者が特別遵守事項として設定され た期間を過ぎた場合であっても、ニュージー ランドにおける社会内労働のように、本人が 希望する場合には、ボランティアとして継続 して当該活動に従事できるよう保護観察所等 がサポートすることも必要であると考える。

これらの提言については、未だ社会貢献活動が法制化されていない我が国においては時期尚早であり、社会貢献活動を法制化した上でこれに基づく実務運用が軌道に乗った段階で考察すべきであるとの指摘を受ける可能性も考えられる。また、社会貢献活動に過度の任務を負わせるべきではないとの指摘も考えられよう。

しかしながら、社会貢献活動が法制化された後には、対象者の再犯防止・社会復帰効果のさらなる向上のため社会貢献活動の効果的な運用について、必ずや我が国において検討すべき時期が到来するものであると確信するものである。そのためにも、社会内労働を通じた就労例を有するニュージーランドとの比較研究は極めて有意義であったものと考える。今後はニュージーランド以外の国々との比較研究も進め、対象者の就労により効果的な社会貢献活動の運用について考察すべきであり、本研究はその足掛かりとしての意義を有するものであると考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① <u>千手正治</u>、我が国における保護観察対象者による社会貢献活動の発展可能性に関する一考察:ニュージーランドにおける社会内労働を通じた就労支援の観点から、比較法雑誌、査読無、47巻2号(掲載決定)、2013
- ② <u>千手正治</u>、ニュージーランドにおける社 会内処遇制度の一形態としての社会内 労働を通じた対象者の就労、比較法雑誌、 査読無、46巻2号、2012、pp. 103-126
- ③ <u>千手正治</u>、我が国における犯罪者等に対する就労支援:その現状と課題、常磐大学『人間科学』、査読有(学内査読)、29巻1号、2011、pp. 59-68

〔学会発表〕(計3件)

- ① <u>千手正治</u>、ニュージーランドにおける Community Work を通じた就労からみた我 が国の保護観察対象者に対する社会貢 献活動の発展可能性に関する一考察(発 表決定)、日本ニュージーランド学会第 20 回研究大会、2013 年 6 月 15 日、日本 大学文理学部キャンパス
- ② <u>千手正治</u>、ニュージーランドにおける Community Work を通じた就労の現状:ウェリントン・プロベーション・オフィス における例を参考として、日本ニュージ ーランド学会第 19 回研究大会、2012 年 6月 23日、東北公益文科大学酒田キャン パス
- ③ <u>千手正治</u>、ニュージーランドにおける犯 罪者に対する社会奉仕命令としての

Community Work、日本ニュージーランド 学会第18回研究大会、2011年6月18日、 大東文化大学板橋キャンパス

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

千手 正治 (SENZU MASAHARU)

研究者番号:00406018

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: